

## ○能代市スポーツ・文化合宿等補助金交付要綱

平成25年3月22日

告示第26号

(趣旨)

第1条 この告示は、スポーツや健康・文化活動等による滞在型観光施策として、地域の活性化に資するため、能代市スポーツ・文化合宿等補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合宿等 スポーツ・文化等の合宿等をいう。
- (2) スポーツ・文化団体 大学、高等学校、高等専門学校、中学校、小学校及び社会人が所属するスポーツ・文化部、団体等（同好会を含む。）並びに都道府県代表等選抜チーム等をいう。
- (3) スポーツ・文化施設 市内のスポーツ・文化施設をいう。
- (4) 宿泊施設 市内の旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条で規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿泊所営業に係る施設（キャンプ場、バンガロー等は除く。）並びに能代山本スポーツリゾートセンター「アリナス」をいう。
- (5) 参加者 選手及び指導者（部長、監督、コーチ、マネージャー等をいい、保護者（付添人）は含まない。）をいう。
- (6) 延べ宿泊者数 宿泊者数に宿泊日数を乗じた数をいう。

（平29告示20・令2告示25・令7告示106・一部改正）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、合宿等を実施する市外のスポーツ・文化団体とする。

(交付の要件)

第4条 補助金の交付の対象となる合宿等は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) スポーツ・文化施設を利用し、かつ、宿泊施設に宿泊すること。ただし、予選、選考会等を経て出場資格を得た全県大会、東北大会及び全国大会であって、国、地方公共団体又は公益財団法人日本スポーツ協会（加盟団体を含む。）が主催、共催又は後援する大会への参加に係る宿泊を除く。
- (2) 参加者数及び宿泊者数が5名以上であること。
- (3) 当該年度の3月31日までに終了すること。

- (4) 主に営利を目的としていないこと。
- (5) 宗教的又は政治的活動を目的としていないこと。
- (6) 宿泊に係る経費について市の他の補助金を受給していないこと。
- (7) その他市長が不適當と認めるものでないこと。

(平 2 6 告示 8 8, 平 2 9 告示 2 0、令 2 告示 2 5・令 7 告示 1 0 6・一部改正)

(補助対象経費、補助金の額及び補助限度額)

第 5 条 補助の対象となる経費、補助金の額及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の申請)

第 6 条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を合宿等実施最終日から起算して 3 0 日以内までに市長に提出するものとする。

- (1) 能代市スポーツ・文化合宿等補助金交付申請書兼請求書(様式第 1 号)
- (2) 宿泊証明書(様式第 2 号)
- (3) 宿泊者名簿(様式第 3 号)

(補助金の交付)

第 7 条 市長は、前条により交付の申請があったときは、その内容を精査し、適當と認めたときは、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第 8 条 市長は、補助金の交付を受けたものが、偽りその他不正行為により補助金を受けたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 6 年 7 月 1 0 日告示第 8 8 号)

この告示は、平成 2 6 年 7 月 1 0 日から施行する。

附 則(平成 2 9 年 3 月 2 8 日告示第 2 0 号)

この告示は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 1 2 日告示第 2 6 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 2 条第 1 号の規定は、この告示の施行の日以後に実施するスポーツ・文化合宿等について適用し、この告示の施行の前日に実施したスポーツ・文化合宿等については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 1 2 月 2 7 日告示第 1 6 0 号）  
この告示は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 6 月 3 0 日告示第 1 0 6 号）  
（施行期日）

1 この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 2 条第 1 号及び第 4 条第 1 号の規定は、この告示の施行の日以後に  
実施するスポーツ・文化合宿等について適用し、この告示の施行の日前に実施  
したスポーツ・文化合宿等については、なお従前の例による。

別表（第 5 条関係）（令 2 告示 2 5 ・一部改正）

|        |                                                                                           |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象経費 | 合宿等に要する経費のうち宿泊料                                                                           |
| 補助金の額  | 2, 0 0 0 円×延べ宿泊者数（宿泊者数×宿泊日数）<br>ただし、能代山本スポーツリゾートセンター「アリナス」宿泊<br>の場合は 1, 0 0 0 円×延べ宿泊者数とする |
| 補助限度額  | 1 回 2 0 万円を限度とする                                                                          |

様式（略）